

# 県立学校職員服務規程の一部改正について

令和 7 年 3 月 2 1 日

教育庁教育振興部教職員課

## 1 訓令名

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

## 2 改正理由

令和 7 年 4 月 1 日より、県立学校の校長及び教員が庶務共通事務処理システムにより旅費、休暇等の申請、文書の共有、発行等を行うことが開始される予定である。

これらの改正及び校務の改善を受け、次項に示す改正を行う。

なお、令和 5 年 3 月 3 1 日に、県立学校職員服務規程の一部が改正され、事務職員の出勤簿が廃止されるとともに、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 2 6 年千葉県条例第 2 2 号）第 2 条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を庶務共通事務処理システムにより願い出たときは、職務専念義務免除願の提出をしたものとみなすこととされた。

## 3 改正の概要

- （1）職員の出勤簿を廃止し、勤務により出退勤するときは、その時刻を勤務管理システムにより記録する。
- （2）庶務共通事務処理システムを利用できる職員の服務整理簿を廃止し、休暇等（年次休暇、特別休暇、療養休暇）の申請・承認を庶務共通事務処理システムで行う。
- （3）庶務共通事務処理システムを利用できる職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 2 6 年千葉県条例第 2 2 号）第 2 条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を庶務共通事務処理システムにより願い出たときは、職務専念義務免除願の提出をしたものとみなす。

## 4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日